

仕 様 書

役務名

沖縄県が提供を受ける電気通信役務
(沖縄県住民基本台帳ネットワーク関連)

沖縄県企画部市町村課

本仕様書は、沖縄県が提供を受ける電気通信役務（沖縄県住民基本台帳ネットワーク関連）に関する契約について適用する。

1 調達範囲

本仕様書は、別紙2 イーサネット対象機関一覧（以下「別紙2機関一覧」という。）に記載する庁舎の指定場所に電気通信役務の調達に適用する。

なお、別紙2機関一覧に記載のとおり、宮古保健所については、本庁舎ではなく、宮古合同庁舎との間で結ぶ電気通信役務の提供でも可とする。

2 品名及び数量

- (1) 本調達における回線提供箇所・回線種別・回線仕様等については、別紙2機関一覧に示すとおりとし、**宮古保健所**に関して宮古合同庁舎を結ぶ場合についても、別紙2機関一覧に示すとおりとする。
- (2) この回線で使用するルーターは別紙2機関一覧に記載のとおりであり、**宮古保健所**に関して宮古合同庁舎を結ぶ場合についても、別紙2機関一覧に示すとおりとする。
なお、ルーターの調達及び設定作業は、別の者に委託するので、今回の契約に含まれない。
- (3) 回線の引き込み場所は、別紙2機関一覧記載の各庁舎内で別途、沖縄県企画部市町村課（以下「市町村課」という。）が指定する場所とすること。**宮古保健所**を本庁舎ではなく、宮古合同庁舎との間で結ぶこととした場合には、宮古合同庁舎のうち別途市町村課が指定する場所が回線を引き込む場所とする。
- (4) 回線の引き込み場所から直下に設置されたルーターまでLANケーブルにて配線すること。なお、このLANケーブルについては、回線接続試験及び令和9年3月1日において疎通が確認された後は保守の対象としない。

3 履行期間

- (1) 役務の提供は、令和9年3月1日から令和14年2月28日までとする。
- (2) 通信事業者による回線調達工事等を行い令和9年2月28日までに完了すること。
- (3) 前項に記載の工事等が完了した後、電気通信役務のアクセス回線サービス開始に実機による回線接続試験を実施し、回線終端装置において問題が起きないことを確認すること。ただし、当該期間の費用負担について、沖縄県へ請求することはできない。

4 再委託

- (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

- ・別紙 2 機関一覧に記載する庁舎のうち、50%以上の電気通信役務の調達に係る業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることができる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することが出来る業務の範囲

- ・別紙 2 機関一覧に記載する庁舎のうち、50%を下まわる電気通信役務の調達に係る業務
- ・回線調達にかかる工事及び設定業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認をえなければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本
- ・原稿・データの入力及び集計

5 障害対応に関する要件

本仕様書に規定する電気通信役務に係る障害の対応については、次の要件以上とする。

- (1) 障害対応連絡窓口が一元化されていること。
- (2) 障害対応及び復旧は、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和 47 年 5 月 15 日 条例第 43 号）に規定する休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時 00 分までとする。ただし、緊急対応が必要な場合は、この限りでない。
- (3) 提供回線の常時障害検知機能を有すること。

6 導入方法及び導入スケジュール

- (1) 受注者は、契約締結後速やかにスケジュールについて市町村課と協議・調整を行い、スケジュールとおりに終了すること。
- (2) 導入作業は、受注者の責任において行うこと。導入作業に起因する現行ネットワー

クに障害が発生した場合は、障害の復旧又は代替機能の提供を受注者の負担で行うこと。

(3) 導入時における体制を契約締結後、速やかに市町村課に提出し、了承を得ること。

導入時における体制とは、導入作業に従事させる主担当者の氏名と担当業務、緊急時の連絡方法をいう。

(4) 受注者は、導入に際し法令等に定められた手続を必要とする場合は、当該手続を行うこと。また、手続完了後に市町村課へ報告すること。

(5) 機器設置等に伴い工事が発生する場合は、工事の 1 週間前までに詳細な施工及び作業の内容、範囲、作業員名、スケジュールを市町村課に報告し、了承を得ること。

また、県が行うべき作業がある場合には、事前に報告すること。

(6) 工事等の実施の際、対象機関での作業については、当該機関における適正な手続を行った上で、作業に従事すること。

7 セキュリティ

全ての通信回線がインターネットを経由しない、閉じたネットワークであること。

8 完成図書

受注者は、以下の成果物を 2 部、市町村課に提出すること。

- ・ネットワーク構成図
- ・試験成績書
- ・写真
- ・保守体制図

9 利用料金

利用料金は、令和 9 年 3 月 1 日から発生するものとする。

10 疑義

本仕様書に記載されていない事項に疑義が生じた場合は、市町村課と協議すること。

11 その他

受注者は、本業務に関する直接又は間接に知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。